

令和8年6月9日

事業者各位

経理課長 谷澤 真一郎
教育総務課長 山本 久美子

中東情勢を踏まえた適正な工事請負契約の確保について（通知）

今般の中東情勢の影響により、資機材供給の不安定化や価格の高騰等が生じており、契約の履行への影響が懸念されています。

本区が発注する工事請負契約について、適正な工期や契約金額を確保するため、契約変更にかかる留意事項を、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 中東情勢の影響など受注者の責めによらない事情により、資機材の納期遅延等が発生し、工期を延長する必要があるおそれがある場合、速やかに監督員に申し出てください。必要な契約変更（契約金額の変更を含む）について、協議をさせていただきます。
- 2 資機材価格の高騰等により、契約金額についてスライド条項の適用を検討する必要がある場合、速やかに監督員に申し出てください。全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの各要件を踏まえた契約変更について、協議をさせていただきます。

なお、監督員への申し出にあたっては、事前に[世田谷区ホームページ](#)を参照し、スライド条項を適用する要件について、ご確認をお願いします。

令和4年11月

事業者各位

世田谷区契約担当者

工事請負契約に係るスライド条項の運用について

令和4年6月29日付文書において、工事請負契約約款第25条に定める物価等の急激な変動に基づく契約金額の変更に関する条項（スライド条項）については、資材、労務単価等の上昇分から、一定の受注者負担を差し引いた金額について、受注者の請求により区と協議のうえ契約変更し、請負代金に反映していくことを、具体的な運用方法や請求方法も含めお知らせしたところです。

入札参加の際は、本条項の趣旨をご理解いただいた上での積算をお願いするとともに、下請事業者から見積徴取をする際には本条項についてお知らせいただいた上で依頼していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○別添文書

令和4年6月29日付「工事請負契約に係るスライド条項について」

【問合せ先】

世田谷区財務部経理課契約係

電話03-5432-2150～52・2435

事業者各位

世田谷区契約担当者

工事請負契約に係るスライド条項について

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大やウクライナ情勢等を受け、区工事への資材高騰の影響が懸念される状況であることから、工事請負契約約款第25条に定める物価等の急激な変動に基づく契約金額の変更に関する条項（スライド条項）の運用について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 スライド条項の運用概要

工事請負契約後の物価等の急激な変動による資材、労務単価等の上昇分から、一定の受注者負担を差し引いた金額について、受注者の請求により区と協議のうえ契約変更し、請負代金に反映します。詳細は別紙のとおりとなります。

なお、具体的な運用方法や請求様式は区ホームページに掲載しております。

○区ホームページ [トップページー目次から探すー区政情報ー契約・入札情報ー契約制度等ースライド条項の運用について](#)

2 対象資材の取扱い

単品スライド条項の運用において、従前から対象であった鋼材類、燃料油に加え、契約金額の1%を超える影響が見込まれるその他の資材も対象とします。

3 変更の協議について

スライド条項による変更の協議については、担当監督員とご相談ください。

なお、既契約案件については担当監督員から順次説明する予定です。

【問合せ先】

世田谷区財務部経理課契約係

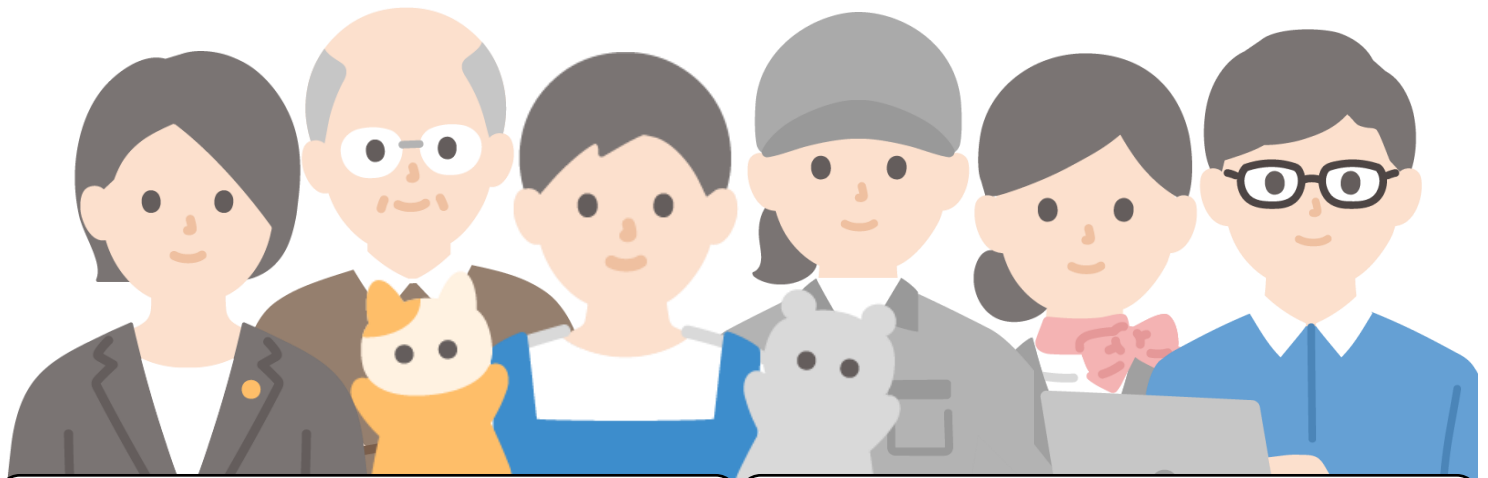
電話03-5432-2150～52・2435

スライド条項の運用概要

		全体スライド (契約約款 25 条 1～4 項)	単品スライド (契約約款 25 条 5 項)	インフレスライド (契約約款 25 条 6 項)
概要		契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときに適用できる条項	特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったときに適用できる条項	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときに適用できる条項
適用対象 工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、請求日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上あり、賃金水準の変更のあった時期を工期内に含む工事
金額 変更 方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く資材 ・鋼材類、燃料油 ・その他の資材	賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	変動前の金額	残工事の請負代金	当該品目に該当する各材料の当初の価格（発注者が設定した実勢価格に数量、落札率を乗じた額）	残工事の請負代金
	変動後の金額	基準日において区の積算単価に基づき算定した残工事の金額に落札率を乗じたもの	当該品目に該当する各材料の変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量、落札率を乗じた額） ※ただし、実際の購入価格（この場合には落札率は乗じない）の方が低い場合は、原則として実際の購入価格とする。	基準日において区の積算単価に基づき算定した残工事の金額に落札率を乗じたもの
	受注者負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0%	残工事費の 1.0%
提出書類		・ 変更請求書 ・ 概算スライド額調書 ・ 出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料（監督員と相談の上添付）	・ 変更請求書 ・ 契約金額変更請求額計算書 ・ 各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類（納品書、請求書、領収書等監督員と相談の上添付）	・ 変更請求書 ・ 概算スライド額調書 ・ 出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料（監督員と相談の上添付）

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,262円	さ く 岩 工	4,463円	左 官	3,592円
普 通 作 業 員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配 管 工	3,199円
軽 作 業 員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	は つ り 工	3,315円
造 園 工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防 水 工	4,059円
法 面 工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板 金 工	3,804円
と び 工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タ イ ル 工	2,954円
石 工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サ ッ シ 工	3,539円
ブ ロ ッ ク 工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内 装 工	3,655円
電 工	3,645円	高 級 船 員	4,219円	ガ ラ ス 工	3,549円
鉄 筋 工	3,592円	普 通 船 員	3,475円	ダ ク ト 工	3,199円
鉄 骨 工	3,167円	潜 水 士	5,600円	保 温 工	3,039円
塗 装 工	3,879円	潜 水 連 絡 員	4,059円	設 備 機 械 工	2,975円
溶 接 工	4,049円	潜 水 送 気 員	3,815円	交 通 誘 導 員 A	2,179円
運転手（特殊）	3,305円	山 林 砂 防 工	3,454円	交 通 誘 導 員 B	1,987円
運転手（一般）	2,720円	軌 道 工	6,237円	上 記 以 外 の 職 種	1,610円
潜 かん 工	3,964円	型 わ く 工	3,507円		
潜 かん 世 話 役	4,750円	大 工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。
適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。